大根占町報

第18号

発行所
大根占町役場
電話大根占1番
編集兼発行人
宮園軍吉
印刷所
鹿屋市曽田町6647
南日本新聞社鹿屋支社
電話88・98・126番

朗報!!

挙町待望の高等學校縣立移管成る

一、高校の発足と運動の概要

大根占高等学校は昭和二十三年一月二十四日の町議会に『定時制大根占高等学校設置の件』が提案され、勤労青少年の教育、本町発展の為議会は満場一致を以てその設置を可決致しました。当時学制改革直後でありまして、中学校独立校舎の建築はおろか、その敷地さえ決定していない状況であり、中学校方面からはこれについて多大の異論があつたようですが、将来の町発展を念願する町並びに議会首脳部は、これらの異論を排して目的に邁進されたのであります。かくて大根占高校は町立として昭和二十三年四月に多くの希望を以て開校されましたが、更に同年九月二十九日の町議会は議員提案で次の決議案が万場一致を以て決議されました。

決議書

鹿児島縣大根占高等学校を縣立に移管方請願しようとする。

理由

1、内容施設を整備し、教員組織の充実を図り学校差を縮める。

2、一層生徒の自尊心と向学心を昂め自屈的差別観念を排除する

3、勤労青年として教育の本旨を明確にし機会均等の教育に応せしむ。

宮里議長は本案採決に当り『御異議はないようです。この問題は満場一致を以て決議されました。私共は町当局と連いを密にし、積極的にこれが実現に努力したい』と述べて居られます。かくて浜崎町長、宮里、本釜正副議長を中心に縣立移管の運動に努力を続けられたのでありましたが、縣教育委員会の意向は、町の主張する定時制独立校ではなくして根占高校の定時制分校であり、故に町は重大な問題に立つたのであります。そこで昭和二十九年二月二十八日の町議会にその状況をつぶさに報告した後、町立の定時制課程を併設することが提案され、町当局は縣教育委員会文教委に於ての大計を胸で既に邁進せんため、いかなる難関をも排除して邁進せんことを誓い、万場一致で可決され、翌年四月から全日制商業科、定時制農業科、家庭科課程の学校として発足したのであります。その間今日まで、たえず縣立移管を目ざして運動して参つたのでありますが、適正配置適正規模と云う問題と根占高との調整という点で委員会に既情の度毎常に保留されていたのであります。かくする内に麓下の高校問題について鋭い批判が加えられるに到り、高校振興対策委員会が設けられ、縣立移管問題に大きな障壁が築かれたのであります。然しながら町執行部並びに議会当局は、将来の町発展の為これらの障壁を突破すべく最大の努力を払つたのであります。かくて長年のたゆまぬ努力は認められ、こゝに大根占高校縣立移管と云う近来の快報を得るに到つたのであります。

二、縣立移管と生徒に望むもの

縣教育委員会に縣議会文教委に於て打出された方針は大根占高校を縣立に移管して根占高校と対等の合併を計い、校名を変更して

大根占校舎
根占校舎
八、高等学校

とするようになつて居り、従つて大根占高校は現在のまゝの姿で縣立となるのであります。将来の問題はさておき、現在学びつゝある生徒諸君は、町のこの努力に対し学生たるの誇りと節度を以て大根占高校生として恥しくないよう更に勉学にいそしみ、品位の向上に努力されんことを望むと共に、大根占高校卒業生の諸君も今後かわりなく後輩の指導に専心され、本校創設の為後援されんことを望むものであります。この成果は一に一万余平町民各位の一糸乱れぬ團結による御後援の賜であり、努力の結晶であります。この喜びを町民みなさまと共にも大根占高校の前途を心から祝福したいと思います。

三、町民税

均等割がこれまでの三〇〇円が一律に二〇〇円になります。

町民税の所得割はこれまでどおり前年の所得に応じて一定の税率をかけたものを賦課されます。

町民税の今までと違う点は、昨年まで同一家族に三人以上の均等割の納税義務者がいる場合は、その均等割をわつゞ軽くしていたのを今年から一律に二〇〇円となり、所得割については所得額から扶養者一人につき一万円を控除したのが、今年は税額から扶養者一人につき三〇〇円を控除することになりました。

そして縣民税と町民税を町役場で一枚の切符で賦課しますので、納税者の皆さんは一枚の切符で縣民税と町民税と一しよに役場に納めていただけばよいのです。

縣民税町民税の一期分の納期は、六月三十日となつていますからお忘れなく早目に納めて下さい。

四、煙草消費税

この税金は前にのべました通り、町民税の一部が縣民税として吸い上げられるために町としての収入がそれだけ減ることになりますのでこれを補うため新しく町の収入として生れた税であります。

この税は皆さんが直接納められるのでなく、専賣公社がたばこを小賣店に卸すとき金額に応じてたばこ屋のある町村に払うのでありまして、町としては切符も出さず又皆さんから徴収もしないのです。

五、自轉車荷車税

これは、すでに皆さん方のお手許に徴税令書が届いておると思いますが、昨年まで自轉車税、荷車税と別々になつていた名称を『自轉車荷車税』と一本になりました。

しかし中味は自轉車が二〇〇円、牛馬車が八〇〇円、荷積大車が四〇〇円、荷積小車即ち手車、リヤカーが二〇〇円でありまして、これらの税金を一つの切符にまとめただけのことであります。

自轉車荷車税でこれまでと違う点は四月一日現在の所有者に税金をかけていたのですが、今年から年の途中で新しく所有することになつた場合は、その翌月から翌年三月迄の税金がその日数に応じてかけられることになります。

六、不動産取得税

土地家屋を取得された場合は、これらのものにたいし縣が不動産取得税をかけることになりました。

この税率は評價々格の百分の三が課税税率であり、評價は役場の課税台帳にある評價をいゝます。

以上地方税法改正のあらましを申しのべましたが、特に申し上げたい事は、各種税金の納期内完納にお努力をお願い申し上げますとゝもに、未だに自轉車の無鑑札を相当見受けますので早目に鑑札をつけて下さい。今後無鑑札を発見されると地方税法第四百九條により過料又は罰金に処せられる事になるようになると思いますので、かゝる事なく、安心して使用していたゞくよう特にお願い申上げます。

地方税法改正について

地方税法の改正は毎戦後逐次一部改正が行われていましたが、このたび縣民税が新設され、左記の方針に基き改正がありましたので町民の皆さんに直接関係のあることがらについて申しのべてみたいと思います。

一、方針

1、地方團体の相互の態勢強化に寄与するため独立財源の充実を図ること。

2、地方團体相互間の税源配分の合理化を期すること。

3、地方税の税種相互間の負担の均衡化を図ること。

4、道府縣に住民がひろく負担を分担する税種を設けること。

5、税務行政の簡素化を図ると共に国、道府縣及び市町村三者間の協力体制を確立すること。

二、縣民税について

先づ縣民税が新しく出来たことでありますが、縣民税は町民税と同じように均等割と所得割になつていて、均等割は一〇〇円、所得割は前年の所得に応じて賦課され、納税義務者は嘗ね町民税の納税義務者と同一になります。

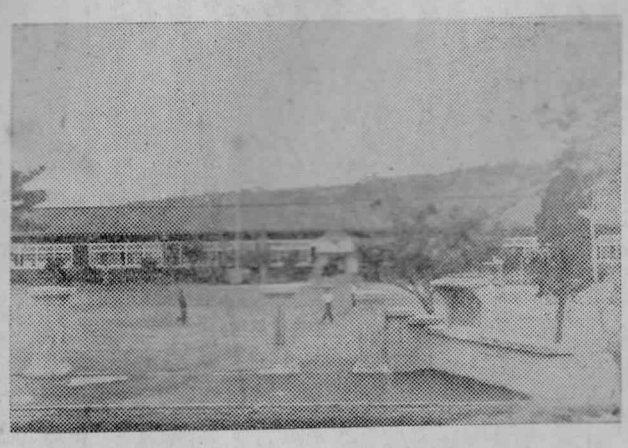

伸びゆく大根占高等学校

宝暦治水　薩摩義士略傳（上）

★木曾川薩摩工事完成し奉行平田靱負が一切の責を負いて自刃悲憤の死を遂げて以來二百年に当り、盛大なる祭典を執行して義士らの事蹟を明かにする為め色々な記念事業が行われるが、この壮烈の事蹟を仰ぎ、高傳をたゝえ、度く傳うることは現下の世智人心の施為を省み、且つ公共事業等の着実なる施工を望むため無用でないと信ずる。★

涙の治水工事　秘められた義士の死

糸をひく者

九州南端の薩摩藩がなぜ自己の出費と労力をもつて木曾川治水工事に当らねばならなかつたのか、幕川幕府の諸大名懐柔と拘束は家康以來傳統の政略であつて、或は国替え或は土木御手傳普請を命じて消耗を強い、藩の増強を抑圧した。嘗つて名古屋城造営御手傳普請を命ぜられた福島正則が不平を洩らしたところ、加藤清正が『それがいやなら国へ帰り一戦の準備なさるほかござるまい』と諌めたというが、木曾川御手傳普請も同様追い詰められた幕命であつたのである。然しそれが果して将軍自信の意志に出たものか、家康でさえ、薩藩に対しては、深謀遠慮しゝ一度の御手傳普請を命じたことなく、前代吉宗の存命中は特別の優遇を加えたに拘らず、その死後にわかに変つた態度は何ものか糸をひく傀儡師があつたに違いない。

仰付け婚姻

第二十二代の薩藩主継豊が正室を失い、まだ後室を迎えずにいたところ、将軍吉宗は登城を命じ、故将軍綱吉の女竹姫を娶れと押し付けた。竹姫は二度も婚約の相手が死んだ不運な未婚の中年女で三十七才、継豊二十九才で八才年下で あつた。継豊には側室にできた世子益之助があつて、赤ン坊のうちから竹姫の手で成長したが、竹姫も結婚四年目には兼姫をもうけ、将軍家の喜び一方ならず薩摩に対する覚えめで度きものがあつた。益之助八才のころ竹姫は二見を伴い里帰りして将軍に謁したが、将軍吉宗は一目して益之助の怜悧を見ぬき『この子は行く末頼もしい子』と躬から延寿円重の短刀を与えたところ『うちは大小たくさんあるからいらない』と受けなかつた。天下の将軍吉宗も八才の童子に面目をつぶされ大いに笑つた。竹姫はあわてゝ益之助をたしなめ有難く受けさせたが、吉宗はますゝ気に入り烏帽子や頭巾を与え翌日御前に登営した父継豊を親しく招いて『よい子供を持たれた』と褒めたとゝう。

不縁の姉妹

益之助は将軍の心ぞえで元服し薩摩守に任ぜられ、名を宗信と改め幕府三親家の筆頭尾張中納言宗勝の娘房姫を娶る内約が出來た。時に宗信十三才、房姫九才。後ち継豊退き宗信二十三代の藩主を継いだが好事魔多く、婚約の房姫は二十の夏結婚を待たず病死し、尾張家からは代りの縁談が持ち込まれ宗勝の第十四女勝子姫十三才が婚約者に定まつた。二十三才にもなつた宗信は又もや結婚まで何年か待ちねばならなかつた。その頃少しく健康を損じていたので将軍の許しを得て薩摩島に帰つたが、旅の疲労も加わり、寛延二年七月十日他界し尾州家との縁談は又も未完成に終つた。宗信に世嗣なく異母弟兵庫久門が後を継いだ。久門は二十一才徒妹村子と結婚し一族島津兵庫久季の嗣子となつていたが宗家に復帰したのであつて、これが木曾川工事の下命を受けた第二十四代藩主である。

幕命に仰天

この頃から幕府の薩摩に対する態度はがらりと変り、特に尾州家は宗信の死が縁の切れ目となつた。吉宗のあと新将軍家重は吃りの暗君で執政の能力がなかつた。吉宗の死後幕府漸く腐敗し閣老も動揺して尾張中納言ひとり権力を揮つた。

宝暦三年十二月二十五日江戸の薩摩邸に青天のへきれきの如く幕命が傳えられた。木曾川御手傳普請の命である。工事区域は幕府領れるも大部分は尾州領であつた。一棡の工事設計書が江戸芝の藩邸から早追い駕籠で送られ、在国の藩主重年のもとに届いたのは宝暦四年の新春で上下癡耳に水の驚き設計書を披見するに及んで工事区域の廣大と規模の大げさに仰天し非情慷慨したが止むを得ない。

（以下次号）

縣民税等新設

地方税法改正について

地方税法の改正は前年の所得に応じて一定の税率をかけたものを賦課されます。

町民税の今までと違う点は、昨年まで同一家族に三人以上の均等割の納税義務者がいる場合は、その均等割をわつゞ軽くしていたのを今年から一律に二〇〇円となり、所得割については所得額から扶養者一人につき一万円を控除したのが、今年は税額から扶養者一人につき三〇〇円を控除することになりました。

そして縣民税と町民税を町役場で一枚の切符で賦課しますので、納税者の皆さんは一枚の切符で縣民税と町民税と一しよに役場に納めていただけばよいのです。

縣民税町民税の一期分の納期は、六月三十日となつていますからお忘れなく早目に納めて下さい。

四、煙草消費税

この税金は前にのべました通り、町民税の一部が縣民税として吸い上げられるために町としての収入がそれだけ減ることになりますのでこれを補うため新しく町の収入として生れた税であります。

この税は皆さんが直接納められるのでなく、専賣公社がたばこを小賣店に卸すとき金額に応じてたばこ屋のある町村に払うのでありまして、町としては切符も出さず又皆さんから徴収もしないのです。

五、自轉車荷車税

これは、すでに皆さん方のお手許に徴税令書が届いておると思いますが、昨年まで自轉車税、荷車税と別々になつていた名称を『自轉車荷車税』と一本になりました。

しかし中味は自轉車が二〇〇円、牛馬車が八〇〇円、荷積大車が四〇〇円、荷積小車即ち手車、リヤカーが二〇〇円でありまして、これらの税金を一つの切符にまとめただけのことであります。

自轉車荷車税でこれまでと違う点は四月一日現在の所有者に税金をかけていたのですが、今年から年の途中で新しく所有することになつた場合は、その翌月から翌年三月迄の税金がその日数に応じてかけられることになります。

六、不動産取得税

土地家屋を取得された場合は、これらのものにたいし縣が不動産取得税をかけることになりました。

この税率は評價々格の百分の三が課税税率であり、評價は役場の課税台帳にある評價をいゝます。

以上地方税法改正のあらましを申しのべましたが、特に申し上げたい事は、各種税金の納期内完納にお努力をお願い申し上げますとゝもに、未だに自轉車の無鑑札を相当見受けますので早目に鑑札をつけて下さい。今後無鑑札を発見されると地方税法第四百九條により過料又は罰金に処せられる事になるようになると思いますので、かゝる事なく、安心して使用していたゞくよう特にお願い申上げます。

昭和二十九年分　所得税について

今回所得税法の改正で、従來の『予定申告納税制度』が『予定納税制度』にかわりました。この制度は昨年の実績に基く税額の三分の一づゝを七月と十一月に納税する制度であります。税務署では前年分の所得金額に基き、納付すべき税額を六月十五日迄に納税者に通知しますから、この通知によつて第一期分を七月一日から七月三十一日迄にお忘れなく納税して下さい。尚事業の廃休止、天災、火災盗難、景気不振等で今年の所得が昨年より著しく減るような人は、六月一日の現況により申告納税見積額を計算して『予定納税額減額申請書』を六月三十日迄に提出して税務署の承認を得なければならないことになつています。又昨年確定申告をする必要がなかつた人で本年七月一日の現況で見積つた場合扶養控除と基礎控除の合計額以上のある人や昨年より大分所得が増えそうな人は七月三十一日迄に予定申告をすることになつています。

『予定納税額減額申請書』の用紙等は役場に備えてあります。

尚不明の点は町役場へお問い合せ下さい。

（税務課）

氣象概況

九州南部地方季節予報

（鹿児島地方気象台）

六月下旬

梅雨型の気圧配置が続き、時に日本海に低気圧が入り、梅雨前線の南北の移動は割合活発で天気は悪く梅雨の最盛期と考えられます。

気温は高目となりましよう。雨量は多い見込で、大雨の可能性があります。下旬末には台風の影響があるかも知れません。

七月概況

夏型の気圧配置は今のところ早く現われ上旬半ば頃大平洋高気圧の範囲に入りましよう。しかし中旬頃一時変動があつて、前線又は熱帯低気圧のえいきようがありましよう。天気は上旬後半は一時安定するが中旬は崩れ、下旬は稍や安定しましよう。

気温は変動が大きく、上旬から中旬にかけて高くなるが、月半ば過ぎ低温が現われましよう。雨量は中旬頃までは多い傾向があり中旬には一時大雨の懸念があります。

予想及び平年値

	気温		雨量		日照	
	予想	平年値	予想	平年値	予想	平年値
6月下旬	高目	23.8 度	多い、大雨の懸念有	179.9 粍	少目	40.3 時
7月	高い後稍と稍が低目となる	26.3	稍多い	301.7	又稍い並は少い	213.3

今が大切……これからの茶園管理について

町営製茶工場も皆様の御協力をいたゞいて、相当の好成績を収めて終了することが出來ました。

やがて來る二番茶、三番茶をひかえて、これからやって頂かねばならない茶園管理について申述べてみましよう。現在の処部落によっては大部鋏摘みになっていますが、まだ/、『ヤボ茶』が多いようです。そして施肥手入も十分にされず、一部の人を除き茶園は施肥すべきもの！　と云う考えはないようです。作物の再生産の為にはどうしても養分を必要とするわけですから、施肥についてはとくに考えていただきたいと思います。お茶も農作物であることを忘れず管理致しましよう。

第一表　標準施肥量（幼木）

	堆肥	硫安	燐酸	加里
秋肥	100〆	3〆	2〆	500匁
春肥	100〆	3〆	2〆	500匁
一番茶后		4〆	3〆	1〆
二番茶后		4〆	3〆	1〆

第二表

	堆肥	硫安	過石	加里
播種当年	300〆	6〆	5〆	1〆500
二年	200〆	7〆500	6〆	2〆
三年	200〆	12〆	9〆	3〆400
四年	200〆	15〆	15〆	4〆500

◎畦畔茶園の管理について

春肥と秋肥は、標準施肥量の中、少なくとも成分にして、有機質のものを半分はやるようにします。一番茶と二番茶の後はすぐ速効性の肥料を施します（第一表参照）施用法は上方に施肥して流失するのを防ぎます。

◎防災茶園及び幼木園について

今年播種したものは今月中で大体発芽が終りますから、次のように充分な管理をすれば冬までに一尺以上伸びさせることが出來る。七月上旬迄に草取りして、肥料を第二表の量を、窒素は九月中旬と三月中旬に三分の一宛、殘り三分の一を一番茶と二番茶の後に夫々半量宛施します。又燐酸及加里は九月と三月の二回半分づゝやります。二條植えになっているからその中央に施します。堆肥は多い程宜しい。七月中旬に第一回の追肥をしてその直後敷草か敷藁をします。乾燥と雑草のしげるのを防ぐためにこれだけは何をおいても実行して下さい。優良品種で苗木を植えたものは、管理は同様で宜しいが肥料を一割程増すことが必要紅茶はとくに燐酸加里を五割程増します。間作は茶がかくれないような豆類か野菜類に止めること。都合が悪く長い茎のものを植えるときは間を十分とるようにして下さい。

◎病虫害の防除

『ゲムシ』（茶イラ等と云っている）『ウンカ』が発生したら『除虫菊乳剤三』を水一斗に一匁と石ケン十五匁を加用して散布する。又はデリス乳剤八〇〇倍液を摘採十五日前迄に撒布してもよい。幼虫は昼間茶株にかくれているから夕方か朝十時頃迄にやる。

『赤ダニ』は石灰硫黄合剤を摘採一ケ月前に撒布する。硫黄のくさみが残るから早目に行うこと。

タンソ病、赤葉枯病には石灰ボルドー液を摘採二週間前に行う。

有利なラミー栽培

近年食糧事情の好轉に伴い各農家共何か換金作物を取り入れたいと頭を悩まして居らるゝ方が多いのでありますが、煙草を除いて本町に於ては特にとり上げられる換金作物はない様です。然し農家に於て簡單に取り入れられるのにラミーがあります。ラミーは戦前に於て当町では相当普及していたのでありますが戦時中一時衰微し、戦後殊に二十八年度より本町特産品として大きく浮び上りつゝあります。換金作物としてとり入れる條件は大体左記事項を具備することが大事なことです。

一、その地方及畑に適したもの

二、比較的簡單に生産出來るもの

三、労働生産性の高いもの

四、價格の安定したもの

五、販賣が簡單に出來るもの

六、災害に対し抵抗性の強いもの

七、輸送労力を余り要しないもの

右七項目についてラミーは大体その條件を具備して居ります。尚又今後相当生産されましても生産過剰になる心配はございません。尚又年三回の收穫があり現金化も割合早く八月、十月、十二月に現金化致します。

◉新植ラミーの管理について

定植後既に二ケ月以上経過しているので殆ど発芽して放播株が判明するから速に補植を行う事が肝要である。補植はラミー経営上特に必要な作業で遅くとも入梅前に行う。次に芽刈の問題ですが従來一尺位伸びた時芽刈を行っていたが折角茎が一尺位伸びた時刈取る事は根の発育が悪くなるので芽刈は行わないでそのまゝにしておき七月中下旬頃收穫剥皮して製品とする。又新植園に於ては雑草が出易いから除草に注意せねばならない一番刈取後直に硫安一〇貫を追肥する。

◉二年生以上一番刈ラミー收穫について

一部耀言もありましたが耕作者の熱意により順調な生育をなし既に收穫期に入りました。收穫の適期は褐色が三分の一程度上つた時が最もよい時期です。尚收穫時雨が降り乾燥に失敗する様な事がありますが本年度は雨が続く場合は煙草乾燥室を利用して立派な製品を仕上げて下さい。乾燥室利用の場合温度は六〇度で乾燥時間は同時間で完全に乾燥出來ます。此の際必ず稀黄燻蒸を行うことが必要です。一番刈が終つたら早急にラミー配合一俵、硫安一俵を施すと共に剥皮後は全量をラミー畑に還元して下さい。（吉原技師）

旺んな地元の熱意

町道改良工事進む

一、池田校区　半下石線笹原水田地帯の改良工事奉仕出役は各戸三日乃至四日延七七八人、牛馬車出役九九台に達し、施工数量延長四四五米、之に依って松坂壱崎間は一部災害復旧工事区間を除いて改良工事全部を完了しましたので町はこの熱意に応ゆる為めにも直ちに砂利撒布工事を実施致しました。

二、宿利原校区　厚ケ瀬高尾間の路面改修工事の奉仕として各戸一日乃至三日宅四三五人が出役延長一、九六〇米概ね完了致しましたので更に路面整理を行いまた砂利の撒布を行う予定で、両校区民の熱意に対し感謝の意を表します。

尚宿利原校区はこの外笑喜より大尾に通ずる線を町道に編入すべく改良工事の計画を樹て既に各戸二日乃至三日の作業を続行既に一部完了致しました。本地方産業開発の為め喜ぶべき事であります。

部一の線石下半道町したが成完で仕奉

共済組合だより

一、当組合は去る五月三十日第六回通常総会を大根占小體堂で開き二十八年度事業報告と決算承認の件、二十九年度事業計画承認の件、家畜診療所設置の件、延滞料徴收の件等可決し、当日優秀部落として組合掛金完納大尾部落、安水部落、家畜共済完全加入櫻原部落を表彰し、建設的意見が活発に出て盛会裡に終了致しました。

御承知の通り組合は昨年問題がありました後ですので、之れが再建には組合をしかと認識して戴くことが先決問題であると思い、昨年十月より各部落等に懇談会を開催し、水陸稲麦共済掛金、共済細目書、被害申告書、家畜共済、建物共済等の事を詳細に説明して廻りました処、各部落ともよく集合し組合設置を新らたにして予期以上の成績を收め、引続き職員掛金徴收に廻り大体成果を收め、ルース台風の被害金の支払並びに問題の流用の件も殆んど片付きましたがこの汗の結晶が今回の設置助成費が出た所以だと思います。

二、共済掛金及び延滞料

二十七、八年は大体豊作であり組合の慶典が少なかつたためでこの年度の水陸稲麦の掛金が未納の方があります。何卒早目に掛金をかけて下さる様御願い致します。

此度の総会で掛金の未納は月百円に付一円の割で延滞料徴收の件が可決されましたので、掛けないで放任されると延滞料も多く重なることになります。共済掛金は場合により強制執行も出來るのであります。

三、陸稲細目書等の事

本年は大雨の予報ももたらされているし、大雨大風による災害は今から十分に予防措置を研究しなければなりません。それには早く提出される陸稲共済細目書も必ず提出されて早く方がよいと思います。又建物共済も僅かな掛金で加入出來るのですから早目に加入して災害を最少限度に止める用心をして下さい。二十七、八年は幸い台風少いものはなかつたので、その分を差引かれて共済金が参っている関係で、未收掛金を徴收しないとこの交給も思う程行かないのであります。又二十八年水稲共済金十三万七千三百八十一円、同年陸稲共済金九十六万五千二百五十円も保険料計四十五万九千二十四円納入すれば貰えるのですが掛金未納の為貰えない状況です。掛金を掛けて下さる様御願いします。

運合会に保険料全部を納入出來ずその分を差引かれて共済金が参っている関係で、未收掛金を徴收しないとこの交給も思う程行かないのであります。又二十八年水稲共済金十三万七千三百八十一円、同年陸稲共済金九十六万五千二百五十円も保険料計四十五万九千二十四円納入すれば貰えるのですが掛金未納の為貰えない状況です。掛金を掛けて下さる様御願いします

五、家畜診療所

この二年間の幸運に気をゆるめて、家畜共済は組合の決議に依り義務加入制を採用致して居りますが組合は診療所がないので加入頭数も少く従つて皆様の家畜の損害を充分補償し得ざる憾があります。畜産振興は町当局に於かれても強く叫ばれ品質の改良等目標に色々計画実行されていますので誠によい事だと考えていますが、組合も之に即応して皆様の家畜が安心して使用出來る診療所のことを考えていましたが経費問題で行悩んでいました。今回町当局の善意熱に応じ、さきに町役場、町議会に請願書を提出、町に獣医を入れて戴き組合に之れを嘱託して診療所設立したいと御願いして居りますが、本件は目下町議会にて審議中ですので取敢ず今回組合総会で診療所設立の件を可決して貰いました。

○獣医を雇われた時は之を嘱託して然らざる時は組合に獣医を雇い町の補助を仰ぎ診療所を経営して行きたいと思います。尚家畜は無料で治療いたしますから皆様の保険加入を御願いいたします。

連載講座　稲の一生（第一回）

一、苗代期（小出水技師）

人様と永久に生きる私、そして又一番貴重がられて育てられる私、貴し人様は私の正体をよく御存じでしょうか！

私は稲です。私は生れる前は種籾と呼ばれ皮を覆って居ります。皮を剝ぐと胚と胚乳から出來、胚の中に芽のもとと、根のもとがあります。胚乳は私が生れてからの乳であります。種籾をまくと胚乳は水を吸ってやわらかくなり、胚に乳として送られます。これが養分です。養分が送られると、芽や幼根が育ち始めて、私はしよう薬と云う薬を塗して生れ、次々に本葉を出します。本葉は茎の各節から一枚づゝ出します。根のもとは育つと一主根と云い根になります。主根は一本で幼い時の役目を果して枯れます。私が育つにつれて、茎の下節から冠根と云う根を出し、だん/〜その数を増して水分や養分を吸う役目をします。

私が順調に育つには、苗床により加減の水分と養分を与えて戴くと共に、私も生きものですから、呼吸するために酸素も必要なのです温度が高いと育つのが早く、低いとをくれます、日当りがよいと丈夫に、日陰では弱くなります。

本葉六〜七枚で分蘖（田植）します。外に出ている葉の四〜五節から蘖のもとが出來、そして後で芽が出て成長すると分けつするのです。私は生れた当時は薄くても厚くても、二〇日位は胚乳でよく育ちますが、だん/〜大きくなると厚まきされてはお日様も一人/〜に恵んで下さらず、養分も充分に取れないで、兄弟げんかをするようになり、顔色も黄色く、白くやせて、下葉も枯れてしまいます。

苗まきでは、兄弟仲よく丈夫に太くなり、葉も大きく生き/〜と育ち芽も太く後で分けつして大きい穂をつけられます。苗まきでは分けつの元気もできません。又、あまり苗まきでは、余り早く分けつして根がいたみや、地力のないところでは枯落もします。

よい加減は坪当二、五〜三合位まいて下さい、私は長く苗代におかれると老苗になって組織がかたくなり、成長する力がおとろえます又余り若いといき/〜していてもやわらかくてよわいので、上地区では三五〜四〇日、下地区で三〇日〜三五日位、私は生れると酸素が水中では足らず、深水では水中で根を伸ばし、暗中に根がとゞかずころんでしまいますので芽干しして酸素を補給して下さい。芽干しは私がころんだ中に空れるとすぐ昼は雀が食べに來わり日照せしたりしますから、夜干しして下さい又お乳がなくなると養分が足りませんから、坪当り硫安一五匁、過石五〇匁、草木灰一〇〇匁、を生れたらすぐまいて下さい。

そうして下さると私は充分みたされまのお役に立つことが出來ます。

二、田植期以後

1、田植

◉本田施肥の一例（農試技師）

肥料	基肥	追肥	肥料	反当三要素量			
	七月下旬	八月上旬		窒素	燐酸	加里
堆肥	三〇〇		堆肥	〇、四〇〇	〇、一〇〇	〇、六〇〇
硫安	三	三	硫安	〇、三四〇	〇、三四〇	〇、四八〇
過石	六		過石	一、〇〇〇		
硫加	一		硫加			〇、六〇〇
石灰	一〇		石灰			〇、〇〇〇
合計			合計	二、九六〇	一、五三〇	二、六〇〇

（以下次号）

赤痢予防の爲に

○下痢をしたらあなたは医師かも知れません。下痢止薬だと勝手に飲む前にお医者さんに診て貰いましよう。

○つはんですよお手々を洗つて」とお子さんにはそうおっしゃいます。あなたは石けんで手を洗つていられるでしようかもち論食事をつくる前にです。

○下痢をしたら医師かも知れません。医師と番と手の指等をよくして下さい。あなたが医師をひろげるかも知れませんから。

○赤痢が今年もふえています（となりむらにも）蝿を退治しましよう。手を食事前に洗いましよう。

○食べ物を扱う皆さん/白い割烹な用かけも結構ですがもう一つ食べ物にさわる前に石けんで手を洗つて下さい。

○医師がもうとなり村でも百人を超すました報告出ました。食べる前に手をつけましよう。食べ物にさわる前に石けんで手を洗いましよう。

○医師が今年の倍も出ています。エキリで死ぬお子さんも多いようです。元気な子が急にぐつたりしたら何をおいてもお医者さんを呼んで下さい。

○下痢をしたら軽い赤痢かも知れません。人にうつらないうちにお医者さんに診て貰いましよう。

○あなたの手は大丈夫ですか十人のうち六人の手には大腸菌がついています。医師が手を拭かないで蠅がつています。石けんで洗れずに手を洗いましよう。

○川でオシメを洗うのはやめて下さい。川しもではその水を飲んだり野菜を洗つているかもしれませんから！

掲示板

放射能雨水の処置について

最近毎日のようにラジオ等でさわがれている放射能のことについて私達が直接注意しなければならない事は放射能を含む雨の事だろうと思います。これについて注意事項を二、三御知らせします。

❶なるべく雨水に直接ぬれないこと。❷雨水はなるべく飲用その他に使用しないこと。❸止むを得ず雨水を使用する場合は小雨（細雨）や降り初めの雨水を使用せず大量降る場合を利用すること。なお雨水は細密な砂の厚い層を通じて（ろ過して）使用する事が安全です。❹蓋や屋根のない井戸には必ず蓋をすること。❺野菜等はきれいに水でよく洗うこと。❻雨水を使用した雨の中に含まれた放射能雨水の影響はない様な感じ人体への影響はないそうです。（県三郎）

少額通貨交換を早目に

御承知の通り一円黄銅貨並びに一円未満の毛厘の通貨は昭和二十八年十二月三十一日限りで通用禁止となりました。但し一円紙幣は通用します。現在右の一円紙幣や毛厘の通貨をお持ちの人は町内各郵便局で引換えを行っていますので早目に（六月二十日頃まで）引換して下さい。引換期間は昭和二十九年一月廿日より六月三十日までです。引換場所は大根占、神川、池田各郵便局となっています。

なお二郵便局付年賀葉書所持の人でまだ景品を貰われない方は早目に局で受領して下さい。引換期間は今年七月十九日までとなっています。（大根占郵便局）

●牛馬耕並に勇働賃金

1、水田耕起　反当　百五拾円
　　〃荒代かき　〃　百五拾円
2、畑耕起　〃　百八拾円
3、日傭賃金　〃　一八〇〇円

本年度は右の通り協定しました